

岩手県告示第491号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を休止した旨次のとおり届出があった。

平成26年6月24日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社やまゆり	岩手郡滝沢村大釜字土井 尻124番地14	ケアセンターたきざわ	岩手郡滝沢村大釜字土井 尻124番地14	平成25年4月1日

2 介護予防訪問介護

介護予防事業者		介護予防事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社やまゆり	岩手郡滝沢村大釜字土井 尻124番地14	ケアセンターたきざわ	岩手郡滝沢村大釜字土井 尻124番地14	平成25年4月1日